

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

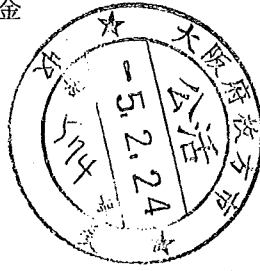
---

## 【申請書類】

法人名

【3. ハーモニークラブ】





令和5年 2月 24日

枚方市長 殿

団体名 特定非営利活動法人ハーモニークラブ  
主たる事務所 〒573-0031 枚方市岡本町7-1 ビオルネ 5F  
の所在地  
代表者氏名 井上 千晴  
担当者氏名

連絡先



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

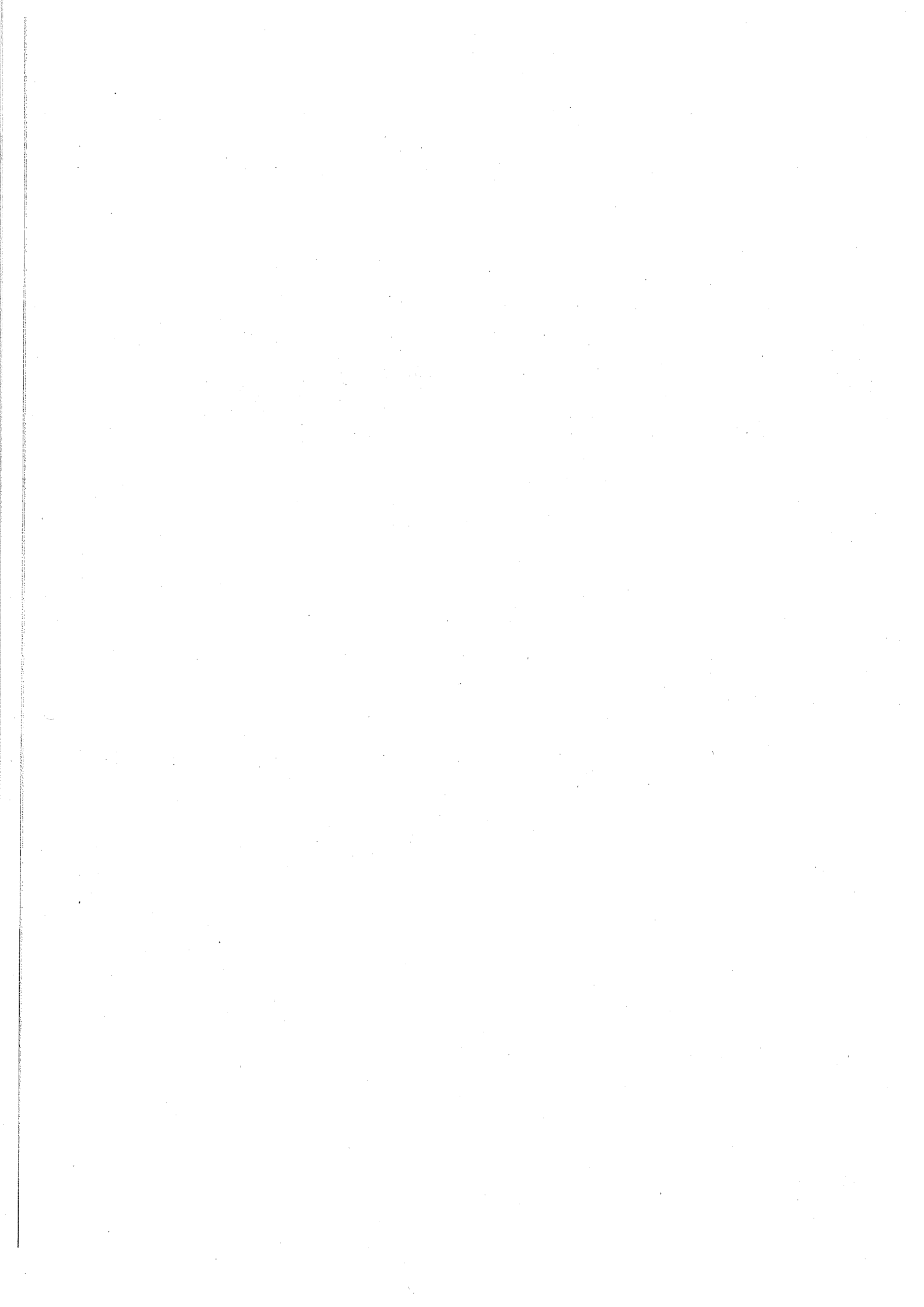
3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



事業計画書

団体名		特定非営利活動法人ハーモニークラブ
事業名称		えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
事業実施期間		(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和5年 4月 1日 ~ 6年 3月 31日
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	<p>(1) 取り組みたい課題 (解決したい社会問題等の現状を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人の幸福度が低い原因の一つに、自己肯定感が低いとされている。</li> </ul> <p>(2) 動機・きっかけ (課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の自己肯定感の低さが子どもに影響することに気づき、子どもだけでなく親や周りの大人も自分を肯定的に捉える機会を提供したいと考えたため。</li> </ul> <p>(3) 取り組みたい課題の原因 (団体が考える社会問題等の原因を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親や周りの大人は子どもへの肯定的な関わりが不足している。(価値観の負の連鎖)</li> </ul> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策 (団体が考える改善策等を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期的人格形成の基礎となる時期に、ありのままの自己を受入れ、他者のありのままも認め合える心の豊かさを育める場をつくる。</li> <li>・保育の質の向上や新たな保育の担い手を応援する。</li> </ul>
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	<p>(5) 申請事業の目的 (今回申請を行う事業の目的を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもも大人も一緒に楽しみながら、体験を通して自己肯定感を育くみ、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにってもらうことを目的とする。</li> </ul> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法</p> <p>&lt;枚方市民への効果&gt; (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市の子どもやその親世代、保育に携わる人が、えほんライブの音楽や物語に癒され、自分を肯定的に捉える心のゆとりが生まれる。</li> <li>・地域交流が促進され、子育ての孤立を防ぎ育児の負担感が軽減できる。</li> </ul> <p>&lt;確認方法&gt; (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者にアンケートを実施し、ヒアリングを行う。</li> </ul>
2. 事業内容等		<p>(1) 事業の対象者 (例: 枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に)</p> <p>①えほんライブや体験型活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場 枚方市内の幼児と親、保育園児、保育士など教育関係者</li> <li>・野外イベント 子どもをメインに地域一般の人</li> </ul> <p>②保育サロン 保育士等の教育関係者、子育て支援に携わる人、子育て中の親、学生、保育やえほんライブに興味のある人</p> <p>③ボランティア体験講座 学生やこれからボランティアをはじめたい一般の人</p> <p>(2) 事業の実施場所 (移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること)</p> <p>①えほんライブや体験型活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場 岡本町会館 おやこ広場とんとんとん</li> <li>・野外イベント 岡本町公園 さくらマルシェ、子ども食堂だよ全員集合</li> </ul> <p>②保育サロン オンラインや枚方市内の公共施設などでリアル開催</p> <p>③ボランティア体験講座 枚方市内の公共施設</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>①えほんライブや体験型活動の無料実施</p> <p>えほんライブ (絵本の世界と音楽の世界が一体となったオリジナル作品で、朗読</p>

	<p>と歌や音楽、映像など用いたライブ)や体験型活動(音楽活動や工作、体を使った簡単な遊び等)を組み合わせて、自己肯定感を育む内容を実施する。</p> <p>②保育サロンの開催 保育や教育についての情報交換、保育現場の課題等について語る場を開催する。えほんライブや保育コンテンツのレクチャーや新規アイデア収集を行う。</p> <p>③ボランティア体験講座の無料開催 えほんライブとワークショップを組み合わせた体験講座を、ボランティア体験がしたい学生や、ボランティアに興味がある人に向けて開催する。</p>
3. 実施スケジュール	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可</p> <p>① えほんライブや体験型活動(年間7回程度)</p> <p>② 保育サロン開催(年間10~12回程度)</p> <p>③ ボランティア体験講座(年間1回程度)</p> <p>※詳細は別紙に添付</p>
4. 事業実施の体制	<p>(1) 人員体制(実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パフォーマー及びスタッフ4~8名(正会員, パフォーマー養成講座受講者)</li> <li>・親子広場や保育サロンの外部講師(工作、親子の体や健康、教育分野の専門)</li> </ul> <p>(2) 事業対象者の見込み数(例:参加者●名など現時点の想定人数を記入すること)</p> <p>①えほんライブや体験型活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場 1回あたり地域親子約10組、保育士約5名、園児約15名</li> <li>・野外イベント 1回あたり観客約40名</li> </ul> <p>②保育サロン1回あたり2~10名 ③ボランティア体験講座1回あたり2~10名</p> <p>(3) その他の体制(寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)</p> <p>協力団体: ひらかた子育て支援ネットワーク、枚方市民活動支援センター、枚方市社会福祉協議会</p>
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること)</p> <p>財源の確保策として、有料えほんライブ公演や保育研修による収入と寄附のお願い、賛同者の確保としてNPO フェスタ、社協フェスタなどイベントに参加する。枚方市社会福祉協議会や大和証券などの助成金を受け、スペシャルニーズの子どもに向けた新規作品の制作やコンサート動画配信など活動の幅を広げている。</p>
6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度から枚方市NPO活動応援基金の支援を受け、保育園の実績作り、親子広場や野外イベントの上演、保育サロン等によって認知が広がった。有料公演や保育研修の依頼増加につながっている。(2022年度有料公演11件、研修3件)</li> <li>・新たな取り組みとして、ボランティア体験講座を開催してボランティア体験を希望する人に対し活動の理解と継続意欲を促す。今後は、上位講座にあたる養成講座なども充実させ、保育に興味のある学生を積極的に受入れ、保育の担い手支援とともに、保育園と学生とをつなぐ役割を目指す。</li> </ul>
7. 事業のPR方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当団体のSNS(ホームページ、LINE@、Facebook、ブログ、インスタグラム)で情報発信、動画配信で認知の拡大を図る。イベントでのチラシやパンフレット配布。</li> </ul>
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	<p>助成金等の予定 <input checked="" type="checkbox"/> 有り(申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し(本補助金のみ)</p> <p>助成金等の名称( )</p> <p>申請中の場合、申請結果が確定する予定日( 令和 年 月 頃の見込み)</p>
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えほんライブは作品の世界観が自己肯定感を育む内容で、作品理解によって肯定感が深まる気づきを得られ、心の安泰を導く道標を示しています。</li> <li>・参考資料: パンフレット添付</li> </ul>

## 「えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業」

2023 年度実施スケジュール(予定)

## 1) 事業内容

- ①えほんライブや体験型活動の無料実施 (年間 7 回程度: 親子広場 5 回、野外イベント 2 回)  
 ・親子広場(出演当日) 準備 9:30～、えほんライブや体験活動 10:00～11:30、片付け～12:00  
 ・野外イベント(出演当日) 準備・リハーサル 9:30～、えほんライブ(ステージ 30 分程度)、撤収 12:00
- ②保育サロンの開催(月 1 回程度目安に、年間 10～12 回実施) 1 回 1 時間程度
- ③ボランティア体験講座の開催(年間 1 回)  
 ・(講座当日) 講座時間 1 時間 30 分、準備片付け 1 時間

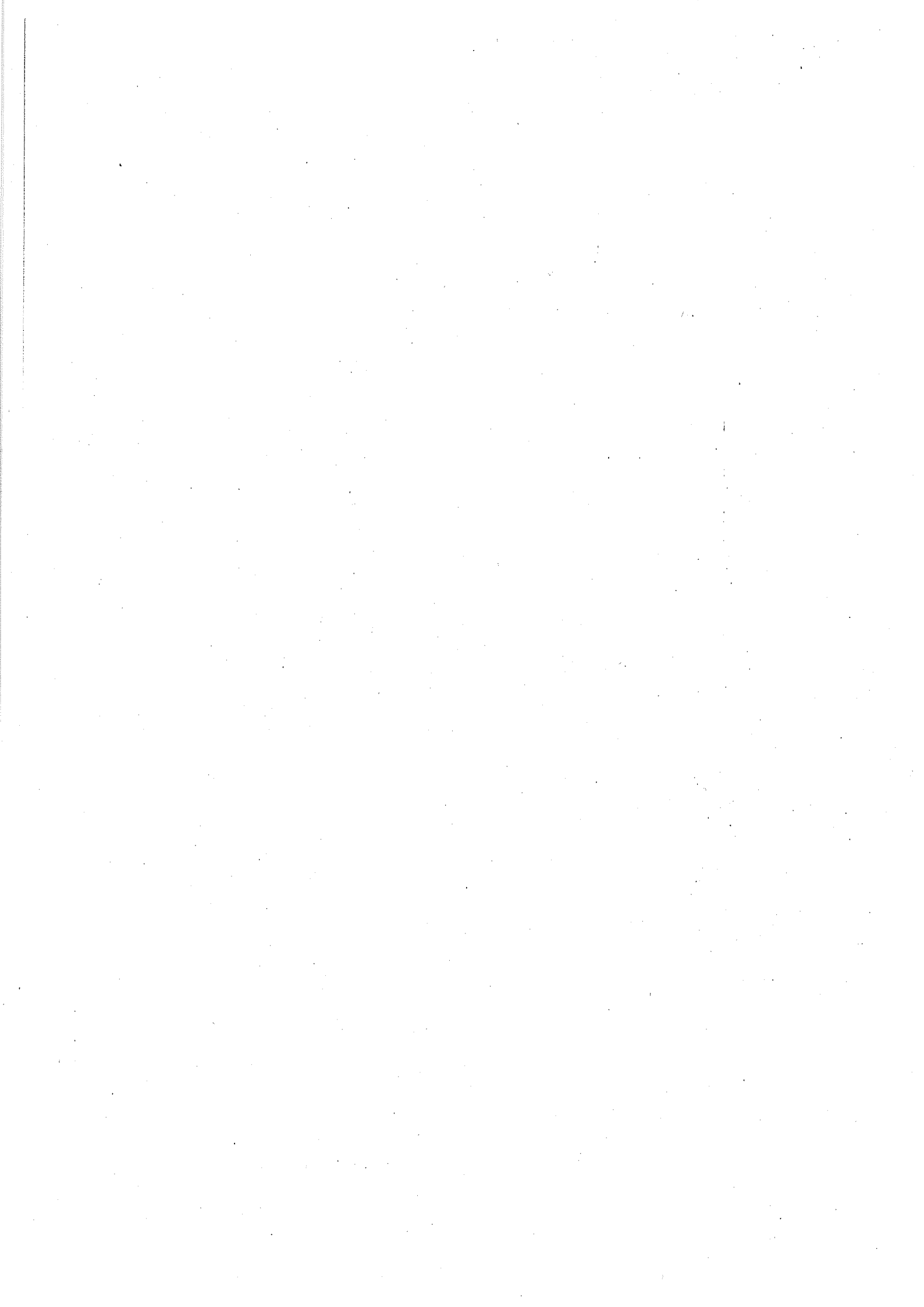
## &lt;年間予定表&gt;

事業内容	えほんライブや体験型活動の無料実施 (親子広場 5 回、野外イベント 2 回)		ボランティア体験講座 の開催(1 回)	保育サロンの 開催
2023 年 4 月	野外イベント さくらマルシェ出演	子育て支援ネットワーク主催 会議 さくらマルシェ報告会議		月 1 回程度目 安に、年間 10 ～12 回実施
5 月		次月企画会議	夏休み学生ボランティア体験 説明会(枚方市民活動センタ ー主催)	
6 月	親子広場 とんとんとん出演(仮)		講座募集開始	
7 月		次月企画会議 講師打合せ	ボランティア体験講座開催 (仮)	
8 月	とんとんとん出演(仮)		体験受入れ	
9 月		次月企画会議 講師打合せ		
10 月	とんとんとん出演(仮)	次月企画会議 講師打合せ		
11 月	とんとんとん出演(仮)	子ども食堂イベント会議		
12 月	野外イベント 子ども食堂だよ全員集合! 出演			
2024 年 1 月				
2 月		次月企画会議		
3 月	とんとんとん出演(仮)			
その他	・出演当日のみ補助対象と し、事前準備は含まない  事前準備(経費外) ・各イベント前月に内部打合 せとリハーサル、工作準備、 各自ボイストレーニング等を行 う	・会議は毎月のうち該当月の みを補助対象とする  ・講師打合せは事前顔合わ せやリハーサルを行う	・ボランティア体験講座の開 催時期は、 ボランティアの申込み状況に より、冬休みや春休みに実 施する可能性あり	

## 2) 広報

当法人の SNS を活用して PR を行うとともに、対象者に合わせたパンフレットやチラシを渡す

- ・NPO 活動応援基金の対象イベント一覧チラシ
- ・親子用えほんライブパンフレット
- ・ふるさと納税の団体希望寄附募集チラシ
- ・法人パンフレット
- ・ボランティア体験講座募集チラシ





## 事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人ハーモニークラブ

補助対象事業の名称：	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
------------	---------------------------

事業実施期間：令和5年 4月～ 6年 3月

## 【収入の部】

(単位：円)

項目※1	予算額	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般)(A)	300,000	補助金交付申請額(一般寄附)
枚方市補助金(団体)(B)	0	補助金交付申請額(団体希望寄附)
自己資金	24,000	法人賛助会費及び寄附
合計 (C)	324,000	

## 【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明(積算根拠等)		
補助対象経費	228,000	①えほんライブ出演とボランティア講座開催(準備,リハール含む) @1,200×2.5H×延べ40人(8回程度)=120,000円 ②①の会議参加と講師打合せ @1,200×1H×延べ30人(11回程度)=36,000円 ③保育サロン @1,200×1H×延べ60人(12回程度)=72,000円		
		交通費	56,000	①,②のための駐車場代 @800×延べ70人(19回)
		謝金	15,000	講師謝礼 @5,000×3件
		会議費	900	ボランティア体験講座の会議室使用料@900×1回
		消耗品費	12,000	工作用材料費@1,000×5回=5,000円、 布えほん制作材料費7,000円
		印刷製本費	12,100	印刷代(チラシ@1700×3種類+パンフレット@2500×2種類)、 コピー代(講座資料@140×10部+アンケート@100×6回)
小計 (E)	324,000			
補助対象外経費				
小計	0			
合計 (D)	324,000			

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。  
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。  
(通知がなかった or 今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)



「えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業」

1) 2023 年度実施スケジュール(予定)

① えほんライブや体験型活動の無料実施

事前準備: ひらかた子育て支援ネットワーク主催の会議出席(7回)、外部講師打合せ(1~2回)

出演当日: ・親子広場とんとんとん(年間5回) 準備 9:30~、えほんライブや体験活動 10:00~11:30、片付け~12:00

・野外イベント(さくらマルシェ) 4月1日 準備・リハーサル 9:30~、えほんライブ(ステージ 30分程度)、撤収 12:00

(子ども食堂だよ全員集合) 12月上旬

② 保育サロンの開催(月1回目安に年間10~12回実施) サロン当日: 1回1時間程度

事前準備: 外部講師打合せ(1~2回)

③ ボランティア体験講座の自主開催(年間1回)

事前準備: 枚方市民活動支援センターとの打合せ

講座当日: 準備 30分、講座時間 1時間 30分、片付け 30分

2) えほんライブ PR

ハーモニークラブのえほんライブとは?

絵本の世界と音楽の世界が一体となって作り出すハーモニー。

プロジェクターで映像を映し出しながら、朗読と歌と音楽で、五感を通した体験型ライブです。

心の深い部分に語りかけ、参加者自身が自らの心の声を聴く事を目的とした、大人も子どもも楽しめて、癒しをもたらすライブです。



えほんライブの効果

想像力を育み、物語の展開や明るい音楽によって、前向きになり勇気や力が湧く。



言葉にして伝えられない子どものモヤモヤした気持ちが、えほんライブを通して共感し発散でき、自分の気持ちに気づいてスッキリする。



えほんライブの作品紹介

「イトトンと森のどうぶつたち」

リンゴの木イトトンと森のどうぶつたちの勇気と感動の心温まる物語。

「自分らしさ」ってなんだろう? どんな時にこころがつながるんだろう?



「トゲトゲのシャボン」

トゲトゲのカラダのシャボンは今まで色んなどうぶつを傷つけてしまったことで、ココロもトゲトゲになっていました。

シャボンが大好きなカエルのエルはシャボンにふれるため、果敢にチャレンジします。すると...



他に、「にじいろめがね」「サカサナマズのマーズ」「なかなかおりんご」などがあります。

出張公演致します。

公演内容・時間・費用についてはご相談ください。



内容: えほんライブ 1作品~  
上演時間: 30分~  
料金: 10,000円~ (+交通費) 応相談

いちばん大事なことは  
どんな自分も愛すること

ありのままの自分自身を愛することが  
他人を許し受け入れられ  
ありのままに生きられる社会につながる

NPO法人 ハーモニークラブは  
子どもも大人もありのままに  
生きられる社会を目指しています。

えほんライブやサロンを通して、ありのままに生きられるための親子の場づくりを展開しています。  
また、新たな保育の担い手の応援や保育に役立つオリジナル作品の開発を行います。

幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるため、「ありのままに生きることのできる自己肯定感」を家庭や集団生活の中で身につけられるよう環境づくりをしています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちハーモニークラブはSDGsに貢献します

ハーモニークラブのえほんライブ

自分もまわりも大好きになる魔法の物語



エンジョイ♪えほんライブ  
~えほんライブ公開レッスン~



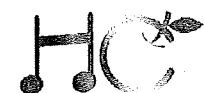
【お問い合わせ・お申込み】

info@harmony-club.jp

https://harmony-club.jp/



著作・発行団体 NPO法人 ハーモニークラブ  
住所 〒573-0031 大阪府枚方市岡本町 7-1 5階  
E-mail info@harmony-club.jp  
発行年月 2022年4月



NPO法人 ハーモニークラブ



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2021 年度事業報告書

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ

## I 事業期間

2021年4月1日～2022年3月31日

## II. 事業の成果

法人としての組織基盤を確立するため、枚方市社会福祉協議会、ひらかた子育て支援ネットワーク、ひらかた市民活動支援センター、枚方市の保育園との連携を深め地域に貢献した。

### (1) えほんライブ事業

- ・ NPO 活動応援基金の補助金を活用し、えほんライブ上演、保育オンラインサロン実施
- ・ その他の有料出張公演（書写教室お楽しみ会、ボーイスカウト枚方9団、等）

### (2) えほんライブ広報事業

- ・ 国際音楽の日記念事業助成金を活用し、動画配信コンサートイベントを自主開催
- ・ その他の無料公演（子育て支援の野外イベント、親子広場、等）

### (3) 親子の場づくり事業

- ・ ふれあいルーム助成金を活用し、牧野図書館にてふれあいルームを運営

### (4) えほんライブ養成事業

- ・ 社会福祉協議会チャレンジ基金を活用し、教材の制作、エンジョイえほんライブ（公開レッスン）、キッズパフォーマーワークショップ、パフォーマー養成講座を開催

## III. 事業の実施状況

### 1. 特定非営利活動に係る事業

#### (1) (事業名) えほんライブ事業

(内 容) 教育施設、学校からの依頼を受けて、えほんライブを実施

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 151,000 円 (補助金 61,000 円、事業収益 90,000 円)

(費 用) 167,200 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(枚方市 NPO 活動応援基金補助金対象事業)			61,000	123,000
おやこひろば「とんとんとん」	11月1日	いまここ保育園園児、保育士、地域親子		
野外イベント「さくらマルシェ」	4月3日	地域一般、親子		
保育オンラインサロン	12回 (4/18、5/5、6/5、6/7、7/27、8/7、10/9、11/4、12/2、1/8、2/24、3/5)	地域一般、保育士等教育関係者、子育て中の親子		

書写教室お楽しみ会	7月28日	書道教室の生徒(小学生) 親子	10,000	44,200
ボーイスカウト枚方9団	8月29日	団員親子、指導者	5,000	
うわがいけ保育園	11月19日	園児、保育士	40,000	
社協フェスタ	11月23日	地域一般(オンライン配信)	30,000	
とれぶりんか主催「絵本ライブ」イベント	1月23日	地域一般	5,000	
合 計			151,000	167,200

(2) (事業名) えほんライブ広報事業

(内 容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブワークショップを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 100,000円 (助成金100,000円)

(費 用) 175,545円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(国際音楽の日記念事業助成金対象事業) えほんライブ動画配信コンサートイベント	撮影 11月14日 配信開始 12月22日	地域一般(オンライン配信) (寄付1,000円)	100,000	140,126
なかなおりんごプロジェクト	通年	希望者へ寄贈 (寄付10,000円)	0	11,760
おやこひろば「とんとんとん」	7回 (5/10, 6/7, 8/2, 9/6, 12/6, 2/7, 3/7)	地域の親子	0	23,659
TSUTAYA イベント	8月24日	地域の親子		
大人のえほんライブ	10月31日	地域一般 (寄付7,000円)		
子育て支援イベント「子ども食堂だよ、全員集合」	12月5日	地域一般、親子		
合 計			100,000	175,545

(3) (事業名) 親子の場づくり事業

(内 容) 親子のふれあいや子育て支援を目的とする 読み聞かせ、コンサート、セミナー、お茶会、会員主催のイベントを実施し、楽しく子育てする親子の場づくりを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 120,000円 (助成金120,000円)

(費 用) 133,980円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(枚方市ふれあいルーム助成金対象事業)	21回 (4/8, 4/22, 6/24, 7/8, 7/22, 8/12)	地域の親子	120,000	133,980



ふれあいルーム(牧野図書館)	, 8/26, 9/9, 9/23, 10/14, 10/28, 11/11, 11/25, 12/9, 12/23, 1/13, 1/27, 2/10, 2/17, 3/10, 3/24) 市の要請による中止3回		
	合計	120,000	133,980

(4) (事業名) えほんライブ養成事業

(内 容) えほんライブ事業ができる人材を育成するため養成講座を開講する。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 452,000 円 (助成金 452,000 円)

(費 用) 428,228 円

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(社会福祉協議会チャレンジ基金対象事業)				452,000	428,228
エンジョイえほんライブ(公開レッスン)	牧野生涯学習市民センター	8回 (4/4, 7/4, 10/3, 11/7, 12/5, 1/9, 2/6, 3/6)	地域一般		
キッズパフォーマーワークショップ		3回 (8/1, 9/5, 10/17)	地域の子ども		
パフォーマー養成講座		3回 (1/27, 2/17, 3/24)	希望者		
合 計				452,000	428,228

IV. 社員総会の開催状況

第3回通常総会

(日 時) 2021年5月2日 13時から13時30分

(場 所) zoom オンライン会議

(社員総数) 15名

(出席者数) 12名(うち委任状出席者0名、書面表決者0名)

(内 容) 第1号議案 役員選任の件  
 第2号議案 2020年度の事業報告書案承認の件  
 第3号議案 2020年度の活動計算書案承認の件  
 第4号議案 2021年度の事業計画書案承認の件  
 第5号議案 2021年度の活動予算書案承認の件  
 第6号議案 議事録署名人の選任の件  
 全ての案件について審議の結果、全員一致で可決承認

V. 理事会その他の役員会の開催状況

理事会:(18回)2021年4/8、4/14、5/13、6/18、7/5、7/13、7/20、7/27、8/6、8/20、10/7、11/4、12/16、2022年2/10、2/14、2/21、2/25、3/16

定例会(正会員):(10回)2021年6/3、7/2、8/6、9/7、10/5、11/4、12/7、2022年1/11、2/4、3/3

以上

# 2021年度 活動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	42,000	192,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	211,008	211,008
3. 受取助成金等		
受取補助金・助成金	733,000	733,000
4. 事業収益		
(1) えほんライブ事業	90,000	
(2) えほんライブ広報事業	0	
(3) 親子の場づくり事業	0	
(4) えほんライブ養成事業	0	90,000
5. その他収益		
受取利息	4	4
経常収益計		1,226,012
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	99,000	
人件費計	99,000	
(2) その他経費		
諸謝金	247,600	
印刷製本費	56,690	
会場借上費	5,400	
会議費	45,200	
旅費交通費	118,000	
通信運搬費	28,106	
賃借料	9,836	
研修費	84,300	
消耗品費	187,621	
雑費	23,200	
その他経費計	805,953	
事業費計		904,953
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	94,000	
印刷製本費	14,595	
会議費	▲ 1,300	
会費・参加費	3,000	
通信運搬費	7,208	
通信費	58,810	
地代家賃	76,560	
保険料	3,600	
消耗品費	8,292	
雑費	1,474	
その他経費計	266,239	
管理費計		266,239
経常費用計		1,171,192
当期経常増減額		54,820
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		54,820
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		54,820
前期繰越正味財産額		59,866
次期繰越正味財産額		114,686

# 2021年度 貸借対照表

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	286,686	
未収金	0	
	0	
流動資産合計		286,686
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
	0	
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
○○特定資産	0	
	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計 (A)		286,686
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
会費前受金	172,000	
流動負債合計		172,000
2. 固定負債		
長期借入金	0	
退職給付引当金	0	
	0	
固定負債合計		0
負債合計 (B)		172,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		59,866
当期正味財産加額 (減少額)		54,820
正味財産合計 (C)		114,686
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		286,686

# 2021年度 財産目録

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	0	
三菱UFJ銀行普通預金	286,686	
未収金		
流動資産合計		286,686
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台		
応接セット		
歴史的資料		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
〇〇特定資産		
××銀行定期預金		
投資その他の資産計		
固定資産合計		0
資産合計		286,686
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代		
預り金		
源泉所得税預り金		
会費前受金	172,000	
流動負債合計		172,000
2. 固定負債		
長期借入金		
××銀行借入金		
固定負債合計		0
負債合計		172,000
正味財産		114,686

# 特定非営利活動法人ハーモニークラブ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーモニークラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子ども達とその養育者、教育者に対して、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演や、ワークショップ、セミナー等の開催に関する事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) えほんライブ事業
- (2) えほんライブ広報事業
- (3) 親子の場づくり事業
- (4) えほんライブ養成事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第



(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 千晴
副理事長	北川 早苗
理事	出口 理絵
同	山本 祐子
	濱田 なおみ
監事	阪口 いづみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金0円 会費年額10,000円

(2) 賛助会員入会金0円 会費年額3,000円

46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 短期借入金
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益